

【表紙】

【提出書類】	内部統制報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の4第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2026年6月24日
【会社名】	テクセンドフォトマスク株式会社
【英訳名】	Tekscend Photomask Corp.
【代表者の役職氏名】	代表取締役 社長執行役員 CEO 二ノ宮 照雄
【最高財務責任者の役職氏名】	取締役 執行役員 CFO 糸雅 誠一
【本店の所在の場所】	東京都港区東新橋一丁目5番2号
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

代表取締役社長執行役員CEO二ノ宮照雄及び取締役執行役員CFO糸雅誠一は、当社の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しており、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の改訂について（意見書）」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して財務報告に係る内部統制を整備及び運用しております。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものであります。このため、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全に防止又は発見することができない可能性があります。

2 【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

当社は、当事業年度の末日である2026年3月31日を基準日とし、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価を行いました。

本評価においては、連結ベースでの財務報告全体に重要な影響を及ぼす全社的な内部統制の評価を行ったうえで、その結果を踏まえて、評価対象とする業務プロセスを選定いたしました。当該業務プロセスの評価においては、選定された業務プロセスを分析したうえで、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備状況及び運用状況を評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を行いました。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、当社並びに連結子会社及び持分法適用会社について、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定しました。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、金額的及び質的影響並びにその発生可能性を考慮し、全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定しました。

全社的な内部統制においては、僅少な事業拠点を除くすべての事業拠点を評価の対象としました。決算・財務に係る業務プロセスのうち、全社的な観点で評価することが適切と考えられるものにおいては、全社的な内部統制に準じて、僅少な事業拠点を除くすべての事業拠点について評価の対象としました。

上記以外の業務プロセスに係る内部統制の評価範囲においては、当社グループは製造業として事業を営んでおり、生産高に連動する売上収益が事業拠点の重要性を判断する指標として適切であると判断し、売上収益を重要な事業拠点の選定指標として用いました。金額的重要性により、各事業拠点の当事業年度当初予想の売上収益の金額が高い拠点から合算していき、加えて質的重要性から、グループ事業体制の中核をなす事業拠点を追加することにより、累計で当事業年度当初予想の連結売上収益の概ね2/3程度の事業拠点を「重要な事業拠点」として選定いたしました。なお、当事業年度の金額及び事業体制を再検討し、重要な事業拠点を変更する必要はないことを確認しております。

これらの重要な事業拠点においては、企業の事業目的に大きく係る勘定科目として、連結財務諸表上での表示及び開示への影響や連結税引前利益に対する金額的重要性が高く、重要な虚偽記載の発生しうるリスクが相対的に高いと判断した売上収益、売掛金及び棚卸資産に係る業務プロセスを評価の対象としました。さらに、選定された事業拠点に係らず、デリバティブ取引、引当金、固定資産減損、耐用年数変更、リース会計など、重要な虚偽記載の発生の可能性が高く、見積りや経営者による予測を伴う重要な勘定科目に係る業務プロセスは、財務報告の信頼性を勘案して、個別に評価対象に追加しております。

3 【評価結果に関する事項】

上記の評価の結果、当事業年度末日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効であると判断いたしました。

4 【付記事項】

該当事項はありません。

5 【特記事項】

該当事項はありません。